

おもちゃに係るフタル酸エステルの規格基準一部改正(案)



薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会が平成 22 年 2 月 22 日に開催され、「フタル酸エステル含有おもちゃ等の取り扱いについて」の議題が取り上げられ、おもちゃの規格基準の改正について審議されました。

この審議は、EUでは2007年1月から、米国においては2009年2月10日から、規制対象とするフタル酸エステルの種類等が拡大されてきていることを踏まえ、我が国の現在の規制を見直す必要があるかを検討するためのものです。

【審議結果】

① 以下の規格基準の改正を行うことが適当と考える。

○指定おもちゃに対して使用を禁止するフタル酸エステルの種類を2物質(DEHP、DINP)から6物質(DEHP、DINP、DBP、BBP、DIDP、DNOP)に拡大する。ただし、おしゃぶりなどの乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃの乳幼児の口に接触することをその本質とする部分以外に使用されるDINP、DIDP及びDNOPの規制のあり方については、食品安全委員会の評価結果を待って検討する。

○規制の対象とする材料をポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂に限定せず、可塑化された材料からなる部分に拡大する。

○規制対象とするフタル酸エステルの限度値については、0.1%を超えて含有してはならないものとする。

② 代替物質についての情報を収集するとともに、必要により、規制の見直しを行う。

③ 規制を実施する際には安全性を確保しつつ、事業者にとって過度な負担とならないような運用を行うべきである。

【今後の予定】

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で審議後、規格基準の告示改正の手続きを進める。

当社では、フタル酸エステル類や EN71-Part3 などの規制項目をはじめ、各種製品中の有害物質の分析に実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2010 年 2 月 22 日 厚生労働省 HP

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会議事録、資料

品質検査箇所 会田祐司